

平成17年産米の都道府県別の生産目標数量の設定の考え方等について  
(都道府県別ヒアリング時の提出資料)

平成16年10月

## 平成17年産米の都道府県別の生産目標数量の設定の考え方等について

(〇〇〇)

## 1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当って、

## (1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか

## ① 地域別に作柄が大きく異なることをどう考えるか

○ 昨年度の需要見込みの算定と同様に、不作を平年作に補正すべきである。

## ② 政府備蓄米販売数量の増加により、古米の需要実績の割合が高いことをどう考えるか

○ 政府米の販売は、需要実績にカウントすべきであるが、15年7月から16年6月までの販売については、作況指数「90」の不作に対する対応策として、政府米を放出したものであり、各県産米の需要がストレートに反映されたものではないと考える。

## &lt;15年(15年7月～16年6月)政府米販売数量の補正案&gt;

## ④案：作況差による補正

15年産を平年作に換算した生産量と実生産量との差を不作に伴う政府米の緊急需要であると考え、政府米の販売数量からこの不作に伴う緊急需要の増を差し引いた数量による補正を検討する。

## ⑤案：過去の平均値(5中3)による補正

11年から15年までの5年間の販売数量の最高と最低を除く平均値(5中3)による補正を検討する。

## (2) (1)を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか

○ 国が検討を行なった案について、(1)を踏まえた補正を行い、県産米の需要予測の検討を行なった結果、

## ①案：2年移動平均の平均減少量

## ②案：トレンド(11～15年の回帰式による)

(補正)

ア 豊作、不作を平年作に補正

イ 15年の政府米販売実績を実需要に補正

ウ 生産調整の超過達成分を補正(昨年度も実施)

この結果、データ数が少なく、データのばらつきも大きいトレンドに比べ、需要見通しの変動が小さい2年移動平均による算出が適切(昨年も同様の意見提出)と考えられ、①案を基礎にア～ウの各補正(イ政府米の補正は、④案〔作況差による補正〕を採用)を行なった需要見通しが、適当であると考える。

## 2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等について

○ 米消費県である本県では、生産量に対する在庫量の割合及び平年の政府米の販売割合が極めて小さく、過去の需要量は生産量の増減に一致していることから、本県の生産量は実需要に見合った数量とは言えない。

## ○その他

○ 需要見通しは、全国ベースと各都道府県産米の整合性を取るべきではないか。

・ 16年産米……全国ベース(2年移動平均の平均減少量)、各都道府県産米(直近2ケ年の需要実績の平均)

○ 需要見通しの考え方には、継続性が必要ではないか。

毎年、算定手法が変わると、需要見通しに対する信頼性が損なわれるのではないか。

・ 16年度においては食糧法施行前のデータを使用していないが、15年度においては食糧法施行前のデータを使用している。

・ 平成5年産米を不作による異常値であるとしてデータから排除しているが、同様に不作であった15年産米については、データから排除していない。

〇〇県産米の需要見通しに関する試算

【案①の補正】

**採用**

○生産量、超過達成、政府米(A案 作況差)を補正した場合  
(単位:トン)

年産	需要量	2年移動平均	対前年差	対前年差平均
11年産	84,287			889
12年産	85,872	85,080		
13年産	84,284	85,078	▲ 2	
14年産	84,750	84,517	▲ 561	
15年産	90,745	87,748	3,231	
16年産	88,637	(=87,748+889)		
17年産	89,526	(=87,748+889×2)		

補正算定方法

(単位:トン)

年産米	豊作・不作を補正した数量				超過達成を補正した数量		在庫の増減 (g)	政府米の販売数量(h)	需要実績 (d)+(f)- (g)+(h)
	基礎生産量 (a)	平年単収(kg) (b)	実単収(kg) (c)	補正生産量 (d)=(a)×(b) /(c)	超過達成面 積(ha) (e)	補正超過達成数量(f) =(b)×(e)			
11年産米	77,543	482	465	80,378	303.3	1,462	357	2,804	84,287
12年産米	84,337	489	506	81,504	539.2	2,637	▲ 709	1,023	85,872
13年産米	82,789	489	501	80,806	651.8	3,187	1,684	1,975	84,284
14年産米	81,129	493	501	79,834	769.1	3,792	224	1,349	84,750
15年産米	76,819	496	478	79,712	866.5	4,298	835	7,570 10,463	90,745 93,638

○15年産米の政府米販売量において、補正生産量での増加分を政府米販売数量から差し引いた場合

$$15年産政府米販売数量 = 10,463 - (7,9712 - 76,819) = 7,570$$

〇〇産米の需要見通しに関する試算

【案①】

**不採用**

平成11～15年産米の県の需要実績を基に、2年移動平均の平均値による算出

(単位:トン)

年産	需要量	2年移動平均	対前年差	対前年差平均
11年産	79,990			440
12年産	86,069	83,030		
13年産	83,080	84,575	1,545	
14年産	82,254	82,667	▲ 1,908	
15年産	86,447	84,351	1,684	
16年産	84,791	(=84,351+440)		
17年産	85,231	(=84,351+440×2)		

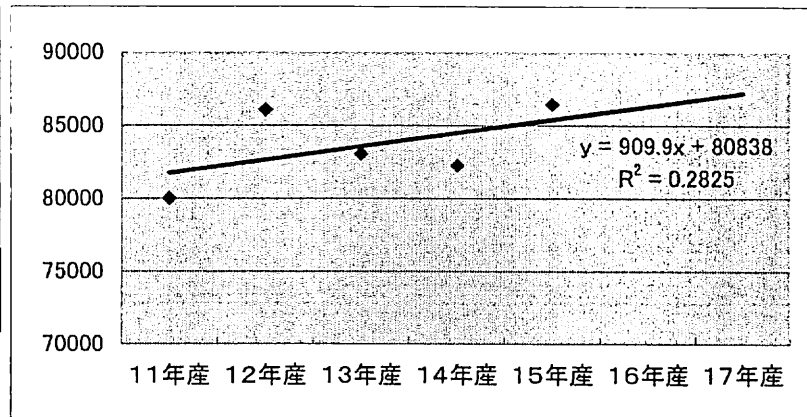
【案②】

**不採用**

平成11～15年産米の県の需要実績を基に、トレンド(回帰式)による算出

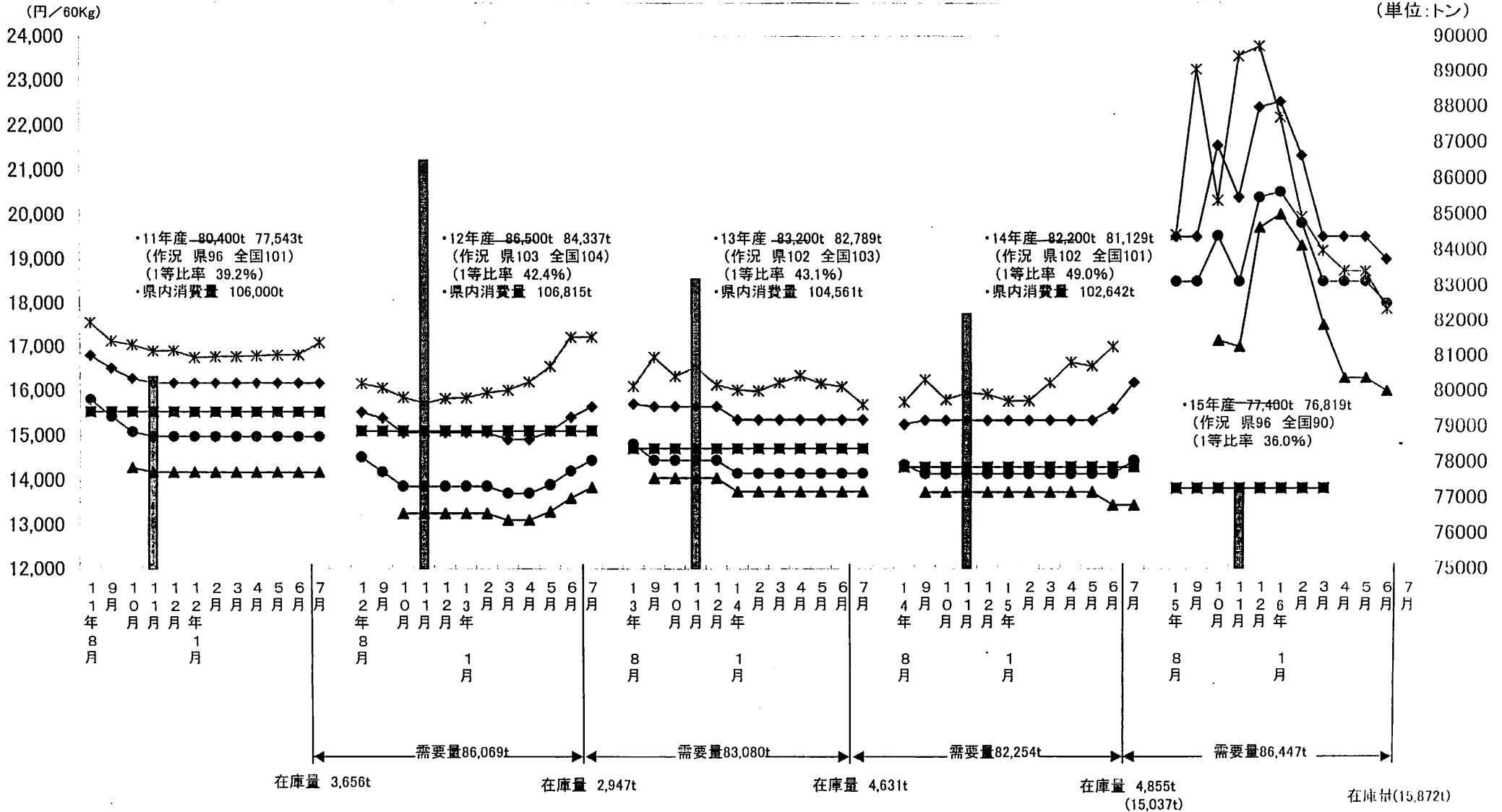
(単位:トン)

年産	需要量
11年産	79,990
12年産	86,069
13年産	83,080
14年産	82,254
15年産	86,447
16年産	86,297
17年産	87,207



# 県産民間流通米(旧 自主流通米)相対価格の推移

□ 生産量 ◆ コシヒカリ ● あきたこまち ▲ ヒノヒカリ ■ 政府買入価格 \* 民間流通米価格(全国)



平成17年産米の都道府県別の生産目標数量の設定の考え方等について

○ ○ ○

- 1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって、
- (1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか
- ① 地域別に作柄が大きく異なることをどう考えるか
  - ② 政府備蓄米販売数量の増加により、古米の需要実績の割合が高いことをどう考えるか
- (2) (1)を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか

【(1)、(2)併せて回答】

各都道府県ごとの需要実績をベースに、作況が100を下回る場合は、作況が100の生産量に補正するなど、明確な数的根拠に基づき算定すべきである。

- 2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項
- ① 県産米の需要に関する情報提供の充実  
地域に対する県産米の需要動向に関する情報提供は、県段階の第三者機の役割であるが、第三者機関のメンバーでもある全農県本部は、県産米の3割しか取り扱っていないため、残りの7割について、国から適切な需給情報の提供を受けることが必要である。
  - ② 3年後の需給調整の仕組みを早期に示していただきたい。  
現状では、産地づくり対策に参加するための需給調整という意識が農家にあることも否定できず、生産者に「需要に応じた生産」という意識を持ってもらうためには、早期に示すことが重要と考える。

平成17年産米の都道府県別の生産目標数量の設定の考え方等について

(○ ○ ○)

- 1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって、
  - (1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか (①地域別に作柄が大きく異なることをどう考えるか、②政府備蓄米販売数量の増加により、古米の需要実績の割合が高いことをどう考えるか)
    - ① 作柄は需要量に大きな影響を及ぼすため、公平性の観点から作況指数による生産量の補正が適当と考える。ただし、この場合は6月末在庫についても生産量の補正と同じ係数で補正すべき。
    - ② 古米の需要実績の割合が高いことについては、14年産以前の需要実績算定に古米が含まれていないのであれば、算定方法の検討が必要と思われるが、過年度も古米も含んで算定されていることから、そのまま各県の実需実績とみなすべきと考える。また、実需者が産地を指定して政府米の売買が行われている現状からも各県の需要として問題ないとする。
  - (2) (1)を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか等について
    - 基本指針においては、平成16・17年産米の需要見通しをトレンド(回帰式)により算定しており、各県産米の需要予測についても国と同一方法で算定すべきと考える。
    - 過年度の需要量の算出においては、公平性の観点から転作率、作柄及び生産調整目標面積の達成状況(超過達成)で生産量を補正すべきと考える。
- 2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等について
  - 需要に応じた生産を促進する上では、「売れ残りにより配分数量が減らされる」ことを農業者段階まで周知徹底する必要がある、そのためにも配分プロセスの透明化、特に算定式や根拠数値等を是非とも公表すべきではないか。
  - 現在、県協議会で需要に応じた市町村(JA)別配分の方法を検討しており、配分計算に必要な6月末の生産者段階、集荷段階(JA全農○○、集連、各JA)及び販売段階在庫の内訳を早急に示していただきたい。

平成17年産米の都道府県別の生産目標数量の設定の考え方等について

(○ ○ ○)

- 1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって、
- (1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか
- ①地域別に作柄が大きく異なることをどう考えるか
- 過去の需要実績を次年産の需要見通しの算定根拠として考えるとすれば、平成15年産米のような不作となった地域については、一定のルールの下に補正されることが必要。
- ②政府備蓄米販売数量の増加により、古米の需要実績の割合が高いことをどう考えるか
- 古米の需要実績が高いとはいえ、昨年も算定要素として含まれていたことから、今回の算定に当たっても、同様の取扱いとすべき。
- (2) (1)を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか
- 各都道府県産米の需要予測に当たっては、昨年度と同様、直近2ヵ年平均を基礎とする算定でよいのではないかと考える。
- 2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等について記載
- 本県においては、もち米や大豆において、実需者との契約栽培による安定生産・安定供給が図られてきているところである。このような中、米の生産目標数量の年度間の大幅な変動は、需要に応じた生産に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、慎重に取り扱うべきである。

1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって、

(1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか

①地域別に作柄が大きく異なることをどう考えるか

- ・作柄が大きく異なることについては、需要実績に大きな影響があったと考えられる。
- ・また、不作の影響を受け実需者が当面の販売玉確保のため、通常時とは異なる購入を行ったことも、6月末の在庫量に影響を与えていると考えられる。

②政府備蓄米販売数量の増加により、古米の需要実績の割合が高いことをどう考えるか

- ・政府米備蓄米の販売数量は、15年産の不作を補うための緊急的な要素があったことから、必ずしも当該都道府県の需要実績を反映しているものではないと考える。
- ・政府備蓄米数量の多少や備蓄されている品種によって、販売量に差があると考えられるため、古米の需要実績を現在の需要実績に結びつけることは、適切ではないと考える。

(2) (1)を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか

- ・15年産のような大幅な不作の年のデータを各都道府県産米の需要予測に直接反映することについては、不相当と考える。
- ・そのため、14年産までのデータをもとに算定すべきである。

2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等について記載

- ・平成17年産米の生産数量の設定に当たっては、需要に応じた生産を促進する前提である円滑な生産調整が可能となるようにその設定に当たっては配慮をお願いしたい。
- ・15年度の生産調整の未達成が需要実績に与える影響についても考慮願いたい。
- ・15年産の著しい冷害に対する配慮措置について、リセットするようお願いしたい。

(1) 政府備蓄米について

- ・政府備蓄米の状況を見ると、約60万トンとなっているが、平成8～11年産(約55万トン)が多く、12～14年産(約2万トン)は非常に少なくなっている。
- ・そのため、量だけでなく質を伴った適正な備蓄運営を行う必要があるのではないかと考える。
- ・16年産は豊作傾向にあるとされているが、適正な政府米備蓄(買入)を行うことによって、出来る限り17年産米の生産目標数量に影響を与えないよう配慮願いたい。

(2) 15年度の生産調整の未達成について

- ・16年6月の在庫積み増しについては、15年度に未達成府県があったこともその要因と考える。しかしながら、需要実績という面ではプラスとなるため、生産調整の達成に向けた取組が評価されていないことになる。
- ・需要実績のみで算出するのではなく、生産調整達成への取組(需要実績から未達成相当分について除外する等)も17年の目標数量配分へ反映されるよう配慮願いたい。

(3) 15年産の著しい冷害に対する配慮措置について

- ・16年産の配分にあたり15年産の著しい冷害に対する配慮として、需要実績から算定された数量が15年産米の生産ガイドラインを下回る道県の農業者に対する支援措置として実施されたことについては、やむを得ないと考えるが、配慮措置は単年度限りとし、17年産の配分に当たっては、その数量を明らかにしたうえで、リセットすべきと考える。
- ・リセットしないと、過去のネガ配分による制度同様に配慮措置が既得権として不透明なまま積み重なり、市場原理が反映された適切な需要が形成されず、不適切な流通実績の動向によりポジ数量が決定されることになり、農業者への説明が困難となると考える。

平成17年産米の都道府県別の生産目標数量の設定の考え方等について

(000)

1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって、

(1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか

(①地域別に作柄が大きく異なることをどう考えるか、②政府備蓄米販売数量の増加により、古米の需要実績の割合が高いことをどう考えるか)

◆15年産米需要実績は最優先で反映すべき。

- ・「売れる米づくり」の主旨である。
- ・新対策より需要実績が重視されており、16年度数量配分において15年産米の生産数量が加味されているが、需要実績と生産数量との格差をさらに是正してゆくべきである。

①一定の補正は必要と考えるが、平年作ならこれだけ売れたはず、という見込みは極力抑えるべき。

②不作年の発生を鑑み、政府備蓄米販売実績は都道府県配分と切り離して考えるべき。

(2) (1) を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして産出すべきか

◆案1 15年産米需要実績とする

案2 過去の需要実績を用いたトレンドにより算出する②の修正手法(15年産米需要実績データ加味)

2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等について

◆米の流通制度が大きく変化した食糧法施行後の需要実績を重視する。